

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 6 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第 59 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項第 1 号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第 59 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項第 1 号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 3 項の規定による自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）（以下本項において</p>

<p>者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下「<u>運転免許証</u>」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は<u>精神障害者保健福祉手帳</u>の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5)及び(6) &lt;省略&gt;</p> <p>3及び4 &lt;省略&gt;</p>	<p>「<u>精神障害者保健福祉手帳等</u>」という。)並びに<u>道路交通法</u>(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下「<u>運転免許証</u>」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は<u>精神障害者保健福祉手帳等</u>の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5)及び(6) &lt;省略&gt;</p> <p>3及び4 &lt;省略&gt;</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。